

■教育行政のポイント

令和7年度「学校の働き方改革のための『見える化』調査」

小川 正人

文科省は、学校の働き方改革の進捗状況を明らかにするため、毎年度、全教委対象に調査を実施しているが、その令和7年度調査結果が公表された(調査基準日:令和7年9月1日時点、公表:令和8年3月9日)。今回の調査では、給特法等の一部改正(R8年順次施行)・改正指針(R7年9月改正、R8年4月1日から適用)等を踏まえて、時間外在校等時間(以下、時間外)縮減の進捗、改正指針で新たに義務化された「在校等時間の目標設定」や「総合教育会議における学校の働き方改革の議題化」、「業務の3分類」の取組等の進捗状況を公表している。

教員の時間外の現況と教委間で大きな差

今回の調査では、下記のように全学校種で時間外月45時間以下の教員の割合が前年度と比べて増え、月80時間超の割合は若干減っていることが分かった。

教員の時間外在校等時間の状況(令和6年度)

	月45時間以下の割合	月80時間超の割合
小学校	77.8% +2.4	1.3% -0.3
中学校	60.5% +2.9	7.4% -0.6
高等学校	72.6% +0.8	5.6% -0.1
特別支援	92.2% +0.5	0.4% -0.1

(ポイント±は前年度との比較)

また、平均の時間外と教委間の大きな差を示すため、各教育委員会の時間外の分布も学校種別に公表している(令和6年度に教員のみでの時間外在校等時間の客観的把握ができ、1ヵ月の平均時間外在校等時間を回答できる教委だけで推計という条件付)。

それによると、①小学校の平均時間外は、30.6時間、月30時間超の教委の割合51.3%、②中学校は、同様に、平均40.4時間、80.7%、③高校は、平均33.4時間、64%、④特別支援は、平均20.5時間、6.7%等となっている。中学校が、平均時間外でも、30時間超の教委の割合でも最も高いのが目につく。

文科省が目標とする2029年度までに時間外月30時間程度への縮減には、30時間超の教委の取組をどれだけ強化するかにかかっている。ただ、副校長・教頭は、小中学校共に平均の時間外が50数時間であり、月45時間以下の割合も40~41%に留まっていてこの職位の多忙化は依然課題である。

なお、新規調査項目として、教委に所管学校の「業務の持ち帰り」の把握についても尋ねているが、「把握していない」が、都道府県34%、政令市60%、市町村57.6%、となっており、その点も考慮して対策・取組を図る必要がある。

働き方改革の取組状況(令和7年度)

新たに義務化された「在校等時間の目標設定」、「総合教育会議における学校の働き方改革の議題化」や、「業務の3分類」等の進捗状況も都道府県・政令市・市区町村別に公表されている。たとえば、「在校等時間の目標設定」は、全体で前年度から10.3ポイント増の71%、「総合教育会議における学校の働き方改革の議題化」は6.5ポイント増の49.7%となっているが、教委間の差も大きく、鹿児島県79.5%に対し、栃木県26.9%、徳島県24%、等となっている。

分析では、令和6年度で市町村の実施率が政令市と比べて大幅に低かった11項目のうち4項目で市町村の実施率が5ポイント以上上昇しており、この1年間で市町村の取組が進展してきていると評価している。ただ、取組業務項目の全体を見てみると、「休息時間が確保されるよう必要な取組を行っている」(都道府県34%、政令市20%、市町村34.3%)、「学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理を事務職員等が行ったり民間に委託」(都道府県27.7%、政令市10%、市町村18.3%)等、取組が進んでいない業務項目もいまだ多く残されていることも明らかになった。

(おがわ・まさひと=東京大学名誉教授)

教師が安心して働ける学校づくりのために (好評発売中!)

こころが折れない職員室

【著】大石智 / 四六判 / 定価 2,420 円

本の詳細およびご予約は、右QRコードより小社ホームページをご利用ください。

